

陸上自衛隊達第32-17号

自衛官の心理適性検査に関する訓令（昭和51年防衛庁訓令第37号）第10条の規定に基づき陸上自衛隊の心理適性検査に関する達を次のように定める。

昭和52年1月24日

陸上幕僚長 陸将 栗栖 弘臣

陸上自衛隊の心理適性検査に関する達

改正 昭和53年1月13日達第122-109号 昭和53年1月25日達第32-17-1号
昭和57年4月30日達第122-119号 昭和57年11月18日達第32-17-2号
昭和60年12月21日達第122-124号 昭和63年3月3日達第32-17-3号
平成元年2月10日達第122-127号 平成3年7月23日達第32-17-4号
平成4年2月28日達第32-17-5号 平成6年9月22日達第32-17-6号
平成8年3月19日達第32-17-7号 平成10年2月25日達第32-17-8号
平成10年3月20日達第122-135号 平成10年6月1日達第32-17-9号
平成11年3月25日達第122-150号 平成12年3月27日達第122-157号
平成13年3月27日達第122-168号 平成13年3月30日達第32-17-10号
平成14年3月27日達第122-176号 平成16年3月29日達第122-190号
平成18年3月27日達第122-205号 平成18年7月28日達第122-212号
平成19年1月9日達第122-215号 平成19年3月27日達第122-218号
平成20年1月30日達第32-17-11号 平成21年2月3日達第122-230号
平成21年7月31日達第122-235号 平成22年3月23日達第122-241号
平成22年3月24日達第32-17-12号 平成22年6月30日達第122-245号
平成23年3月31日達第122-248号 平成23年4月19日達第122-250号
平成24年3月30日達第122-254号 平成25年3月25日達第122-258号
平成28年3月25日達第122-277号 平成29年3月24日達第122-282号
平成30年3月27日達第122-293号 令和元年6月27日達第122-303号
令和2年3月26日達第32-17-13号 令和3年3月25日達第32-17-14号
令和4年3月22日達第32-17-15号 令和6年3月21日達第32-17-16号

（趣旨）

第1条 この達は、陸上自衛隊における心理適性検査（以下「検査」という。）の実施に関し、必要な細部事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 服務指導検査 隊員の性格、能力等を把握して服務指導に資するために行う検査をいう。

(2) 進路指導検査 退職予定者の就職援護に資するために行う検査をいう。

(検査の種類、検査問題等)

第3条 自衛官等の心理適性検査に関する訓令（昭和51年防衛庁訓令第37号）（以下「訓令」という。）第2条、第3条、第4条及び第5条に基づく検査区分、検査の種類、検査対象者、検査種目、検査問題、検査時期等は、別紙第1に示すとおりとする。

(検査の実施要領)

第4条 検査の実施要領は、別に示す適性検査実施要領書による。

(判定基準)

第5条 訓令第6条に基づく検査の判定基準は、別紙第2に示すとおりとする。

(検査実施権者)

第6条 訓令第7条に基づく検査実施権者は、別紙第1のとおりとし、検査の実施及び検査の判定について責任を有する。

(検査官の指名)

第7条 検査実施権者は、次の各号の一に該当する幹部自衛官又は行政職(一)2級以上の事務官のうちから検査官を指名するものとする。

(1) 検査の職務にある者

(2) 人事の特技保有者及び適性検査に関する教育の修了者

(3) その他適任と認める者

2 検査官は、検査実施権者の命を受け、検査の実施及び検査結果の判定を行う。

(検査支援)

第8条 方面総監は、当該警備区域内の検査実施権者たる防衛大臣直轄部隊等の長に対し、検査の実施及び判定に関する技術支援及び検査に必要な器材等の支援を行うものとする。

2 中央音楽隊長は、方面総監に対し、音楽適性検査の実施及び判定に関する技術支援並びに検査に必要な器材等の支援を行うものとする。

(検査実施の手順)

第9条 検査実施権者は、検査を実施する場合には、必要により駐屯地業務隊長及び駐屯地業務を担当する部隊等の長（以下「駐屯地業務隊長等」という。）にあらかじめ実施の時期及び人員等を通知するものとする。

2 駐屯地業務隊長等は、検査実施権者から前項の通知を受けた場合には、所在部隊等に対し検査の時期、場所等を通知するとともに検査に必要な器材等の支援を行うものとする。

3 前項の所在部隊等の長は、当該部隊等に所属する隊員の検査の実施について、検査実施権者に依頼するものとする。

4 同一駐屯地において、同一検査にかかわる検査実施権者が2人以上ある場合には、検査実施権者は相互に協議の上、取りまとめて実施することができる。

（再検査）

第10条 検査実施権者は、職務検査及び環境適応検査について必要により再検査することができる。ただし、車両操縦要員選抜検査については3か月、その他の職務検査については6か月を経過した後に実施するものとする。

（適性カード等の作成及び記録）

第11条 方面混成団長、一般陸曹候補生課程前期教育を担当する部隊等の長、新隊員前期教育を担当する部隊等の長、自衛官候補生課程教育を担当する部隊等の長、高等工科学学校長及び幹部候補生学校長、衛生学校長及び中央病院長は、2等陸士、一般陸曹候補生、自衛官候補生、陸上自衛高隊高等工科学学校の生徒（以下「生徒」という。）、一般幹部候補生、医科・歯科幹部候補生、看護科幹部候補生及び陸上自衛官（看護）が検査を受けたときは、隊員ごとに適性検査記録カード（別紙第3）（以下「適性カード」という。）を作成するものとする。

2 検査官が検査の判定を行った場合は、当該判定結果を適性カードに記録するものとする。

（適性カード等の保管）

第12条 適性カードは人事記録保管権者が保管し、人事記録に準じて取り扱うものとする。ただし、1年未満で退職した者の適性カードは、その都度廃棄するものとする。

（検査結果の報告等）

第13条 方面総監は、別紙第4により検査の結果について陸上幕僚長に報告するものとする。（人教定第5号）

2 検査実施権者たる陸上総隊司令官及び防衛大臣直轄部隊等の長（隷下に検査実施権者を有する部隊等の長にあつては指揮系統上の最上級の部隊等の長）は、別紙第4のうち該当する検査の結果について陸上幕僚長に報告する

とともに（人教定第5号）、車両操縦要員選抜検査及び車両操縦要員定期検査の結果については、当該警備区域を担当する方面総監に通知するものとする。

（検査結果の活用）

第14条 部隊等の長は、隊員の検査結果を職種の指定及び特技の認定の基礎として使用するとともに、教育訓練、人事管理、服務指導等を的確に行うために活用し、必要により、観察結果を適性カードに記入し、継続的指導に資するものとする。

（検査結果の取扱い）

第15条 検査結果の取扱いについては、関係者以外には公開しないものとする。

附 則

- 1 この達は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 陸上自衛隊適性検査規則（昭和44年陸上自衛隊達第32-2号）は廃止する。
- 3 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。
- 4 陸上自衛官人事業務規則（陸上自衛隊達第21-6号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

- 5 幹部候補生等の募集及び採用業務実施に関する達（陸上自衛隊達第23-3号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122-109号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和53年1月25日陸上自衛隊達第32-17-1号）

この達は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122-119号）

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和57年11月18日陸上自衛隊達第32-17-2号）

この達は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年12月21日陸上自衛隊達第122-124号）

- 1 この達は、昭和 60 年 12 月 21 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に使用している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 63 年 3 月 3 日陸上自衛隊達第 32-17-3 号）

この達は、昭和 63 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 2 月 10 日陸上自衛隊達第 122-127 号）

- 1 この達は、平成元年 2 月 10 日から施行し、同年 1 月 8 日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成 3 年 7 月 23 日陸上自衛隊達第 32-17-4 号）

- 1 この達は、平成 3 年 7 月 23 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 4 年 2 月 28 日陸上自衛隊達第 32-17-5 号）

- 1 この達は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 6 年 9 月 22 日陸上自衛隊達第 32-17-6 号）

この達は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 19 日陸上自衛隊達第 32-17-7 号）

この達は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 2 月 25 日陸上自衛隊達第 32-17-8 号）

この達は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 20 日陸上自衛隊達第 122-135 号）

この達は、平成 10 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 10 年 6 月 1 日陸上自衛隊達第 32-17-9 号）

この達は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122-150 号）

この達は、平成 11 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122-157 号）

- 1 この達は、平成 12 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 この達の施行の日から檜町駐屯地廃止までの間、第 4 条の改正規定中「中央業務支援隊」とあるのは「中央業務支援隊及び檜町警備隊本部」に、第 5 条及び第 7 条の改正規定中「市ヶ谷駐屯地」とあるのは「市ヶ谷駐屯地及び檜町駐屯地」に、第 6 条の改正規定中「中央業務支援隊」とあるのは「中央業務支援隊及び檜町警備隊」に、第 8 条の改正規定中「中央業務支援隊」と

あるのは「中央業務支援隊及び檜町警備隊本部」に、「中央業務支援隊長」とあるのは「中央業務支援隊長及び檜町警備隊長」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（平成 13 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122-168 号）

この達は、平成 13 年 3 月 27 日から施行する。（ただし書略）

附 則（平成 13 年 3 月 30 日陸上自衛隊達第 32-17-10 号）

この達は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122-176 号）

- 1 この達は、平成 14 年 3 月 27 日から施行する。ただし、第 3 条、第 6 条の改正規定及び第 9 条、第 10 条の予備自衛官補以外に係る改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 16 年 3 月 29 日陸上自衛隊達第 122-190 号）

- 1 この達は、平成 16 年 3 月 29 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 18 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122-205 号）

- 1 この達は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 18 年 7 月 28 日陸上自衛隊達第 122-212 号）

- 1 この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。
- 2 この達の施行に際し、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 19 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 122-215 号）

この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122-218 号）

- 1 この達は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 20 年 1 月 30 日陸上自衛隊達第 32-17-11 号）

- 1 この達は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122-230 号）

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 31 日陸上自衛隊達第 122-235 号）

この達は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 23 日陸上自衛隊達第 122-241 号）

この達は、平成 22 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 24 日陸上自衛隊達第 32-17-12 号）

この達は、平成 22 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 30 日陸上自衛隊達第 122-245 号）

この達は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日陸上自衛隊達第 122-248 号）

この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 19 日陸上自衛隊達第 122-250 号）

この達は、平成 23 年 4 月 22 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日陸上自衛隊達第 122-254 号）

この達は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122-258 号）

この達は、平成 25 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122-277 号）

この達は、平成 28 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日陸上自衛隊達第 122-282 号）

この達は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122-293 号）

この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 27 日陸上自衛隊達第 122-303 号）

- 1 この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和 2 年 3 月 26 日陸上自衛隊達第 32-17-13 号）

この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 32-17-14 号）

- 1 この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 22 日陸上自衛隊達第 32-17-15 号）

- 1 この達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。

3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和6年3月21日陸上自衛隊達第32-17-16号）

1 この達は、令和6年3月21日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。

3 この達施行の際、現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

別紙第1 (第3条、第6条関係)

検査区分	検査の種類	検査の対象者	検査種目	検査問題	検査時期	検査実施権者
採用検査	2士採用検査	2等陸士、2等海士及び2等空士である自衛官を志願する者	知能検査 性格検査	知能検査(A) 性格検査(A')	採用試験時	地方協力本部長
	一般幹部候補生採用検査(航空機操縦)	一般幹部候補生を志願する者のうち航空機の操縦を志望する者	知能検査 性格検査 職業適性検査	知能検査(C) 性格検査(B) 職業適性検査(B)	第1次試験時	地方協力本部長 注1
	一般幹部候補生採用検査(音楽)	一般幹部候補生を志願する者のうち特技職の音楽を志望する者	職業適性検査	職業適性検査(H)	第2次試験時	方面総監
	航空学生採用検査	海上自衛隊、航空自衛隊の航空学生である自衛官を志願する者	職業適性検査	知能検査(C) 性格検査(B) 職業適性検査(B)	第1次試験時	地方協力本部長
	一般曹候補生採用検査	一般曹候補生を志願する者	性格検査	性格検査(A')	第1次試験時	地方協力本部長
	自衛官候補生採用検査	自衛官候補生を志願する者	知能検査 性格検査	知能検査(A) 性格検査(A')	採用試験時	地方協力本部長

	予備自衛官補採用検査	予備自衛官補（一般）を志願する者	知能検査 性格検査	知能検査（A） 性格検査（A'）	採用試験時	地方協力本部長
		予備自衛官補（技能）を志願する者	性格検査	性格検査（A'）	採用試験時	方面総監
職 務	2等陸士職種区分検査	2等陸士	知能検査 性格検査 作業素質検査 職業適性検査	知能検査（D） 性格検査（D） クレペリン作業素質検査（A）注2 職業適性検査（C）	新隊員課程前期	方面混成団長 新隊員前期教育を担当する部隊等の長
	一般陸曹候補生職種区分検査	一般陸曹候補生	知能検査 性格検査 作業素質検査 職業適性検査	知能検査（D） 性格検査（D） クレペリン作業素質検査（A） 職業適性検査（C）	一般陸曹候補生課程前期	方面混成団長 一般陸曹候補生課程前期教育を担当する部隊等の長
検 査	自衛官候補生職種区分検査	自衛官候補生	知能検査 性格検査 作業素質検査 職業適性検査	知能検査（D） 性格検査（D） クレペリン作業素質検査（A） 職業適性検査（C）	自衛官候補生課程教育時	方面混成団長 自衛官候補生課程教育を担当する部隊等の長
	生徒職域検査区分	生徒	知能検査 性格検査 作業素質検査 職業適性検査	知能検査（D） 性格検査（D） クレペリン作業素質検査（A） 職業適性検査（C）	生徒課程時	高等工科学学校長

車 両 操 縦 要 員 検 査	選 抜 検 査	車 両 の 操 縦 要 員 (即応予備自衛官のうち 車両操縦要員を含む。)	知 能 検 査 作 業 素 質 検 査 職 業 適 性 検 査	知 能 検 査 (D) ク レ ペ リ ン 作 業 素 質 検 査 (A) 注 意 分 配 検 査 奥 行 知 覚 検 査	教 育 課 程 在 隊 時	方 面 混 成 団 長 一 般 陸 曹 候 補 生 課 程 前 期 教 育 を 担 当 す る 部 隊 等 の 長 新 隊 員 前 期 教 育 を 担 当 す る 部 隊 等 の 長 自 衛 官 候 補 生 課 程 教 育 を 担 当 す る 部 隊 等 の 長 幹 部 候 補 生 学 校 長 高 等 工 科 学 校 長
					再 検 査 時	陸 上 總 隊 司 令 官 方 面 總 監 師 団 長 旅 団 長 自 衛 隊 情 報 保 全 隊 司 令 官 団 長、連 隊 長、群 長 特 科 隊 長 航 空 隊 長 方 面・旅 団 の 後 方 支 援 隊 長 旅 団 の 戦 車 隊 長 独 立 大 隊 の 長 注 3 中 央 業 務 支 援 隊 長 駐 屯 地 業 務 隊 長 等 学 校 長・分 校 長 教 育 訓 練 研 究 本 部 長 補 給 統 制 本 部 長 補 給 処 長、支 処 長

	定期検査	車両操縦職務従事者	性格検査 作業素質検査	性格検査（G） クレペリン作業素質検査（A）	当該特技取得後3年に1回以上必要の都度	陸上総隊司令官 方面総監 師団長 旅団長 自衛隊情報保全隊司令 団長、連隊長、群長 特科隊長 航空隊長 方面・旅団の後方支援隊長 旅団の戦車隊長 独立大隊の長注3 中央業務支援隊長 駐屯地業務隊長等 学校長・分校長 教育訓練研究本部長 補給統制本部長 補給処長、支処長
航空操縦要員選抜検査	操縦士の航空従事者技能証明を得ようとする者	知能検査 性格検査 作業素質検査 職業適性検査	知能検査（C） 性格検査（D）（H） クレペリン作業素質検査（A） 職業適性検査（B） 注意分配検査 処置判断検査	要員選抜時	方面総監 幹部候補生学校長	

空挺要員 選抜検査	空挺要員になろうとする者	知能検査 性格検査 作業素質検査 職業適性検査	知能検査(D) 性格検査(C)(D) クレペリン作業素質検査 (A)(B)	要員選抜時 (1次)	方面総監 方面混成団長 一般陸曹候補生課程前期教育を担当する部隊等の長 新隊員前期教育を担当する部隊等の長 幹部候補生学校長
			処置判断検査 選択反応時間検査 瞬間露出検査	要員選抜時 (2次)	陸上総隊司令官 幹部候補生学校長
ATM要員 選抜検査	ATM要員になろうとする者 (即応予備自衛官のうちATM要員になろうとする者を含む。)	知能検査 性格検査 作業素質検査 職業適性検査	知能検査(D) 性格検査(D) クレペリン作業素質検査 (B) 職業適性検査(E)	要員選抜時	方面総監、師団長、旅団長 団長、連隊長、群長、特科 隊長、方面・旅団の後方支 援隊長 一般陸曹候補生課程前期教育を担当する部隊等の長 新隊員前期教育を担当する部隊等の長 自衛官候補生課程教育を担当する部隊等の長 高等工科学学校長
語学要員 選抜検査	語学課程を希望する者	知能検査 職業適性検査	知能検査(D) 職業適性検査(F) 符号判断検査	要員選抜時	方面総監 幹部候補生学校長
狙撃要員 選抜検査	狙撃要員になろうとする者	知能検査 性格検査 作業素質検査	知能検査(D) 性格検査(D) クレペリン作業素質検査 (A)	要員選抜時	方面総監、師団長、旅団長 団長、連隊長、群長、特科 隊長、方面・旅団の後方支 援隊長

環境適応検査	服務指導検査	2等陸士 一般陸曹候補生 自衛官候補生徒 一般幹部候補生 医科・歯科幹部候補生 看護科幹部候補生 陸上自衛官（看護）	知能検査 性格検査 作業素質検査	知能検査（D） 性格検査（D） クレペリン作業素質検査（A）	教育課程在隊時	方面総監 方面混成団長 一般陸曹候補生課程前期教育を担当する部隊等の長 新隊員前期教育を担当する部隊等の長 自衛官候補生課程教育を担当する部隊等の長 幹部候補生学校長 衛生学校長 高等工科学学校長 中央病院長
	進路指導検査	任期制隊員及び定年退職予定の准尉・陸曹	職業適性検査	厚生労働省編一般職業適性検査（事業所用）	必要の都度	中央業務支援隊長 駐屯地業務隊長等

注：1 一般幹部候補生採用検査（航空機操縦）については、地方協力本部長は判定を行わないものとする。

- 2 クレペリン作業素質検査(A)の判定については、方面総監及び方面混成団長が実施するものとする。
- 3 独立大隊の長とは、防衛大臣並びに団以上の部隊長及び機関の長に直属する大隊の長をいう。

判定基準

1 採用検査

- (1) 2士採用検査 別に示す。
 (2) 一般幹部候補生採用検査（航空機操縦） 検査の採点処理まで実施
 (3) 一般幹部候補生採用検査（音楽） 別に示す。
 (4) 航空学生採用検査

判定区分	判定基準 段階点合計
適性	37点以上
準適性	32～36点
不適性	31点以下

- (5) 一般曹候補生採用検査 別に示す。
 (6) 自衛官候補生採用検査 別に示す。
 (7) 予備自衛官補採用検査 別に示す。

注：判定基準は陸上・海上・航空とも共通

2 職務検査

(1) 車両操縦要員選抜検査

判定区分	判定基準			
	知能検査(D)	奥行知覚検査	クレペリン作業 素質検査(A)	注意分配検査
適性	合	合	合	合
準適性	合	合	合	不
	合	合	準	合
不適性	上記以外			

注：知能検査は初回の検査結果を有効とし、再検査の際には実施しない。

(2) 車両操縦要員定期検査

判定区分	判定基準	
	性格検査(G)	クレペリン作業 素質検査(A)
適性	合	合
準適性	合	準
	準	合
	準	準
不適性	上記以外	

(3) 航空操縦要員選抜検査

判定区分	判定基準
適 性	7 種目合格
準適性(A)	6 種目合格、1 種目準合格
準適性(B)	5 種目合格、2 種目準合格
不 適 性	不合格 1 種目以上又は準合格 3 種目以上

(4) 空挺要員選抜検査

判定区分	判定基準	備 考
適 性	×△なし	1 次検査の適性、準適性の判定は、仮のものとする。
準適性A	△ 1 個	
準適性B	△ 2 個	
不 適 性	× 1 個以上	
	△ 3 個以上	

注

検査問題		マーク	
		×	△
一次検査 (用紙検査)	知能検査(D)	段階点 1	段階点 2
	性格検査(D)		B、B'、E E'、F
	性格検査(C)	減点数等 5 以上	減点数等 4
	クレペリン作業素質検査(A)	d、d p、f p	f (B)、f (C) C' f
	クレペリン作業素質検査(B)		判定点下 1
二次検査 (器材検査)	処置判断検査	判定点 1	判定点 2
	選択反応時間検査		いずれか一方の 判定点 1
	瞬間露出検査		いずれか一方の 判定点 1

(5) ATM要員選抜検査

判定区分	判定基準			
	知能検査(D)	性格検査(D)	クレペリン作業 素質検査(B)	職業適性検査 (E)
適性(A)	合	合	合	合
適性(B)	合	合	不	合
	合	合	合	準又は不 準又は不
準適性	合	合	不	準又は不
	段階点が2 又は3	合	合	合
	合	段階点2	合	合
不適性	上記以外			

(6) 語学要員選抜検査

判定区分	判定基準			
	知能検査(D)	符号判断検査	職業適性検査(F)	
			I-A	I-B
		II-C	II-D	
適性	合	合	どちらか1つが合	
	合	不	合	合
不適性	不	合	合	合
	合	合	不	不
	合	不	どちらか1つが合	

注：1 職業適性検査(F)のうちI-A及びI-Bは英露語要員に、II-C及びII-Dは華・鮮語要員に適用する。

2 幹部にあつては、符号判断検査が不適性の場合、他の検査の判定に係なく不適性とする。その他は同じ。

(7) 狙撃要員選抜検査

判定区分	判定基準		
	知能検査(D)	性格検査(D)	クレペリン作業 素質検査(A)
適性	段階点5以上	下記以外	下記以外
不適性	段階点4以下	B、B'、AB E、E'、AE F	f(B)、f(C) d、dp、fp

職種区分記録表（陸士・自衛官候補生用・一般陸曹候補生用）

種目	検査項目	記号	検査粗点 (得点)	段階点					適性分野															
				1	2	3	4	5	該当する欄に、段階点2以上を記入する。															
AEP S 性格検査	虚構性	L 1		20～14	13～9	8～4	3～2	1～0	[Grid for suitability assessment]															
	誠実性	L 2		20～10	9～7	6～3	2～1	0																
	決断性	L 3		15以上	14～7	6～2	1	0																
	持久性 欠如	P		20～18	17～11	10～5	4～2	1～0																
				20～18	17～13	12～6	5～2	1～0																
	集団 不適応	M		20～18	17～12	11～6	5～2	1～0																
				20～15	14～10	9～4	3～1	0																
指導性	L		0～1 0	2～3 1～2	4～10 3～9	11～17 10～15	18～20 16～20																	
活動性	G		0～2	3～6	7～12	13～18	19～20																	
			0～2	3～6	7～13	14～19	20																	
技 能 検 査	判断力	S 1		0～6	7～8	9～10	11～12	13～20	[Grid for suitability assessment]															
	創造力	S 2		0～9	10～16	17～23	24～30	31以上																
	周密力	S 3		0	1～8	9～17	18～25	26以上																
	事務速度検査			0～60	61～74	75～87	88～99	100																
	符号書取検査			0～38	39～43	44～46	47～49	50																
知 能 検 査 D	言語力	I 1		0～13	14～18	19～23	24～28	29～30	[Grid for suitability assessment]															
	計算力	I 3		0～21	22～26	27～28	29	30																
	識別力	I 4		0～8	9～12	13～15	16～17	18																

※ 性格検査の持久性欠如、集団不適応、指導性及び活動性欄の下段の点数は、女性に適用する。

合計																		
適性判定基準	職種	普通科	機甲科	野戦特科	高射特科	情報科	航空科	施設科	通システム科	武器科	需品科	輸送科	化学科	警務科	会計科	衛生科	音楽科	
	最適	23～30	24～30	22～30	24～30	23～30	23～30	23～30	23～30	21～30	22～30	23～30	23～30	22～30	23～30	21～30	26～30	22～30
	適	15～22	16～23	14～21	16～23	17～22	16～22	15～22	14～22	14～20	14～21	15～22	16～22	15～21	16～22	14～20	18～25	16～21
	準適	10～14	12～15	10～13	12～15	14～16	13～15	11～14	11～13	11～13	10～13	11～14	13～15	11～14	13～15	11～13	14～17	12～15
	不適	0～9	0～11	0～9	0～11	0～13	0～12	0～10	0～10	0～10	0～9	0～10	0～12	0～10	0～12	0～10	0～13	0～11

職種決定に当たっての注意事項

- 1 職種の決定に当たっては、車両操縦要員検査（選抜検査）の検査結果も考慮するものとする。
- 2 色覚検査の検査結果も考慮するものとする。

(裏)

ふりがな	-----
氏名	

車選 両抜	検査年月日	区分	成績					判定	検査官		
			知能検査(D)		奥行知覚検査		注意分配検査		クレペリン作業素質検査(A)		所属
							曲線類型	特異傾向			
操検	. .	合 否				平均	分	秒			
		測定値等									
縦査	. .	合 否				平均	分	秒			
		測定値等									
要結	. .	合 否				平均	分	秒			
		測定値等									
員果	. .	合 否				平均	分	秒			
		測定値等									

車両操縦関係特技取得年月日 年 月 日

車 両 操 縦 要 員 定 期 検 査 結 果	検査年月日	区分	成績							判定	有効期限 年月日	検査官				
			性格検査(G)									クレペリン作業素質検査(A)		所属	階級	氏名
			I		II		III					曲線類型	特異傾向			
			1	2	3	4	5	6	7							
. .	. .	合 否														
		測定値等														
. .	. .	合 否														
		測定値等														
. .	. .	合 否														
		測定値等														
. .	. .	合 否														
		測定値等														
. .	. .	合 否														
		測定値等														

そ の 他 の 検 査 結 果	検査年月日	検査の種類及び対象	成績・特記事項	判定	検査官		
					所属	階級	氏名
. .							
. .							
. .							
. .							
. .							

部 隊 等 の 長 の 観 察 記 録	
記 事	所属・階級・氏名 (年 月 日)
	(. .)
	(. .)
	(. .)
	(. .)
	(. .)
	(. .)

1 このカードを、隊員の服務指導等に利用するに当たっては、これを絶対視することなく、日常の観察結果等も総合的に加味するものとする。

2 記入要領

(1) 「車両操縦要員選抜検査結果」、「車両操縦要員定期検査結果」及び「その他の検査結果」欄は、教育課程終了後に受検した検査結果を記入する。

(2) 「部隊等の長の観察記録」欄は、隊員の異動時及び部隊等の長が必要と認めたとき記入する。

3 このカードは、記入後「個人情報（注意）」とする。

(表)
適性検査記録カード (適性カード)
(生徒用)

かしら 文字										取扱 地本名		実施 年月日	.	.	受検 番号							
ふりがな 氏名			生年月日 認識番号	G	.	.	入隊 年月日	.	.	入隊時 教育隊	生徒隊		第	教育隊								
知能検査 (D)			性格検査 (D)										ATM要員選抜検査									
偏差値			段階点			プロフィール 小 ← → 大										検査問題		合否 (段階点又は判定点)	判定			
下位 検査	1	2	3	4	5	6	計	情緒的 安定	抑うつ性 持久性欠如 劣等感 神経質	D	1	2	3	4	5	D	抑うつ性 持久性欠如 劣等感 神経質	情緒的 不安定	知能検査 (D)		()	
	言語 構成	査照	計算	図形	文書 推理	記憶					P	1	2	3	4				5	P	性格検査 (D)	
クレペリン作業素質検査 (A)			社会的 適 応	集団不適応 自己中心性	M	1	2	3	4	5	M	集団不適応 自己中心性	社会的 不適応	クレペリン (B)		()						
曲線 類型							非主導的	自己主張性 指導性	A s	1				2	3	4	5	A s	自己主張性 指導性	主導的	職業適性 検査(E)	精神機能
	特異 傾向	1	2	(1, 2)	3	(1, 2)				6	消極的	活動性 社交性	G	1	2	3	4					5
7		(1, 2, 3)	8	9	内省的	気軽さ 慎重性欠如	R	1	2	3				4	5	R	気軽さ 慎重性欠如	非内省的	備考			
車両操縦要員選抜検査			結果の 信頼性 高	虚構性 誠実性 決断性				L 1	1	2	3	4	5	L 1	虚構性 誠実性 決断性				結果の 信頼性 低			
検査問題	合否 (測定値)				判定																	
知能検査 (D)			検査官	所属・階級・氏名																		
奥行知覚検査	(平均)																					
注意分配検査	(分 秒)																					
クレペリン (A)	()																					

職種区分記録表（幹部候補生用）

種目	検査項目	記号	検査粗点 (得点)	段階点					適性分野															
				1	2	3	4	5	該当する欄に、段階点2以上を記入する。															
AEP S 性格検査	虚構性	L 1		20~14	13~9	8~4	3~2	1~0																
	誠実性	L 2		20~10	9~7	6~3	2~1	0																
	決断性	L 3		15以上	14~7	6~2	1	0																
	持久性 欠如	P		20~18	17~11	10~5	4~2	1~0																
				20~18	17~13	12~6	5~2	1~0																
	集団 不適応	M		20~18	17~12	11~6	5~2	1~0																
				20~15	14~10	9~4	3~1	0																
指導性	L		0~1 0	2~3 1~2	4~10 3~9	11~17 10~15	18~20 16~20																	
活動性	G		0~2 0~2	3~6 3~6	7~12 7~13	13~18 14~19	19~20 20																	
技能 検査	判断力	S 1		0~6	7~8	9~10	11~12	13~20																
	創造力	S 2		0~9	10~16	17~23	24~30	31以上																
	周密力	S 3		0	1~8	9~17	18~25	26以上																
	事務速度検査			0~60	61~74	75~87	88~99	100																
	符号書取検査			0~38	39~43	44~46	47~49	50																
知能 検査D	言語力	I 1		0~13	14~18	19~23	29	30																
	計算力	I 3		0~21	22~26	27~28	29	30																
	識別力	I 4		0~8	9~12	13~15	16~17	18																

※ 性格検査の持久性欠如、集団不適応、指導性及び活動性欄の下段の点数は、女性に適用する。

職種決定に当たっての注意事項
 職種の決定に当たっては、車両操縦要員検査（選抜検査）の検査結果も考慮するものとする。

注：（裏）は、別紙第3-1の（裏）と同じとする。

合計		普通科	機甲科	野戦特科	高射特科	情報科	航空科	施設科	システム通信科	武器科	需品科	輸送科	化学科	警務科	会計科	衛生科	音楽科
適性判定基準	最 適	22~30	23~30	23~30	22~30	23~30	24~30	23~30	23~30	23~30	24~30	23~30	22~30	22~30	21~30	22~30	22~30
	適	14~21	15~22	15~22	14~21	17~22	15~23	15~22	15~22	16~22	16~23	15~22	14~21	15~21	15~20	15~21	14~21
	準 適	11~13	11~14	11~14	10~13	14~16	11~14	11~14	11~14	12~15	12~15	11~14	11~13	12~14	12~14	11~14	10~13
	不 適	0~10	0~10	0~10	0~9	0~13	0~10	0~10	0~10	0~10	0~11	0~11	0~10	0~10	0~11	0~11	0~10

別紙第4（第13条関係）

報告統制記号	検査区分	報告の種類	報告期限	報告様式	報告部数
人教定 第5号	環境 適応 検査	2等陸士・自衛官候補生服務指導検査結果報告 一般陸曹候補生服務指導検査結果報告 生徒服務指導検査結果報告 一般幹部候補生服務指導検査結果報告 医科・歯科幹部候補生服務指導検査結果報告 看護科幹部候補生服務指導検査結果報告 陸上自衛官（看護）服務指導検査結果報告	検査終了後1か月以内	付紙	1

注：車両操縦要員選抜検査及び車両操縦要員定期検査の検査結果の報告については、別に示すところによる。

発簡番号 第 号
 発簡年月日令和 年 月 日

発簡者名

陸上幕僚長 殿

服 務 指 導 検 査 結 果 報 告
 (人 教 定 第 5 号)

- 1 対象：2等陸士・自衛官候補生 月
 一般陸曹候補生 期
 生徒 期
 幹部候補生 期 (U・B・I・MD・NB)
 陸上自衛隊(看護) 期

2 性格検査 (D)

型	A	A'	A''	B	B'	AB	C	C'	AC	D	D'	AD	E	E'	AE	F	合計
人員																	

3 クレペリン作業素質検査 (A)

評 価	優						良				良の下				可				不可					
曲線類型	Ⓐ	a	Ⓐ'	a'	Ⓐ'f ~ Ⓐf	a'f ~ a'f	Ⓐ'f	a'f	b	b'	Ⓐ'f ~ f(A)	a'f ~ f(A)	b'f	c	c'	f(A)	f(A)	b'f ~ f(B)	c'f	f(B)	f(C)	fp	d	dp
人 員																								

4 知能検査 (D)

偏差値	9	11	13	15	17	19	21	23	25	27	31	34	36	40	42	44	47	49	52	54	56	59	62	64	
	10	12	14	16	18	20	22	24	26	29	33	35	38	41	43	45	48	50	53	55	57	60	63		
人員																									
段階点 別人員																									
%																									
段階点	1					2					3					4					5				

	66	69	71	74	76	78	80	82	85	88
65	68	70	73	75	77	79	81	83	86	
6					7					

N = _____ M = _____ S D = _____

注：1 Nは全検査人員、Mは平均値、SDは標準偏差を示す。

2 対象に応じて必要事項を記入し、該当箇所を囲む。

3 記入後「注意」とする

規格：日本産業規格 A 4 (横)